

千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金給付要綱

(目的)

第1条 市長は、原油価格・物価高騰に直面している市内の高齢・障害事業所等に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）を始めとする法令に規定される別表1に掲げるサービスを行う事業所及び施設をいう。
- (2) 通所系事業所 事業所等のうち別表1に掲げる通所系事業所をいう。
- (3) 訪問系事業所 事業所等のうち別表1に掲げる訪問系事業所をいう。
- (4) 入所系施設 事業所等のうち別表1に掲げる入所系施設をいう。

(給付要件)

第3条 支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、前条に掲げる事業所等のうち、次の各号のいずれにも該当する事業所を運営する法人の代表者または法人格のない個人事業者とする。

- (1) 千葉市内に所在する事業所等であること。
- (2) 令和6年度中に事業を実施していること。
- (3) 令和7年4月1日時点で同一の者により事業を継続していること。（休止していないこと）

ただし、別表1事業所等のサービス種別の第3欄のサービス種別の範囲内で変更があったものについては、事業を継続しているものとみなす。

(支援金の額)

第4条 支援金の額及び給付率は、別表2及び3のとおりとする。

(給付の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、事業所等ごとに千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金給付申請書（様式第1号、以下「申請書」）を市長に提出するものとする。

ただし、別表1但し書きにおいて、同一所在地において複数のサービス種別の指定を受けている場合及び複数の訪問系事業所を運営する場合は1事業所とみなし、一括して申請するものとする。

(給付及び不給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請を受理したときは、その内容を審査した上で、支援金の給付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して通知し、支援金を給付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、支援金の給付を行わないことを決定したときは千葉市高

高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金不給付決定通知書（様式第3号）により理由を付して申請者に対して、通知するものとする。

（決定の取消）

第7条 市長は、支援金の給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請の取下げがあったとき
- (2) 本要綱に違反したとき
- (3) 虚偽又は不正の手段により、支援金の給付を受けたとき
- (4) その他市長が不適正と認めたとき

2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部又は一部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定による返還請求は、千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金返還命令書（様式第5号）によるものとする。
- 3 給付決定者は、前項の規定により返還の命令を受けたときは、市長の指定する期限までに支援金を返還しなければならない。

（調査）

第9条 市長は、支援金の給付に関し必要があると認めるとときは、申請者または給付決定者（以下「申請者等」という。）に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地調査を行うことができるものとする。

- 2 申請者等は前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときには、これに協力するものとする。

（関係書類の整備及び保管）

第10条 給付決定者は、支援金の交付申請に関する書類等を整備し、支援金給付決定日が属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（その他）

第11条 支援金は、予算額の範囲内に限り、給付対象者からの申請について、市長が第3条各号に規定する給付要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が給付額を決定する贈与契約である。

- 2 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表

1 事業所等のサービス種別（要綱第2条関係）

| 分類 | 区分 | サービス種別（介護区分は介護予防サービス含む） |
|-----------|-----------|--|
| 入所系施設 | 介護保険サービス等 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、単独型短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護 |
| | 障害福祉サービス | 施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設、短期入所（入所系施設と併設しているものを除く）、宿泊型自立訓練 |
| 通所系事業所① | 介護保険サービス | 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| | 障害福祉サービス | 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童多機能型事業所 |
| 通所系事業所② | 介護保険サービス | 通所介護相当サービス（同一事業所において通所介護又は地域密着型通所介護を一体的に運営している場合を除く）、ミニデイ型通所サービス、通所リハビリテーション |
| 訪問系事業所① | 介護保険サービス | 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護、訪問リハビリテーション |
| | 障害福祉サービス | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 |
| 訪問系事業所② | 介護保険サービス | 居宅介護支援、介護予防支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売 |
| | 障害福祉サービス | 自立生活援助、特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害者基幹相談支援センター |
| 訪問入浴介護事業所 | 介護保険サービス | 訪問入浴介護 |
| 生活支援ハウス | | 生活支援ハウス |
| 福祉有償運送 | | 福祉有償運送 |

※同一所在地で訪問系事業所①及び②を複数運営している場合、申請できる数を3事業所までとする。

※同一所在地において次のいずれかに該当する場合は1事業所とみなす。

- 1 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合（サービス種別を介護サービスとして扱う）
- 2 通所介護と通所介護相当サービスの指定を受けている場合（サービス種別を通所介護として扱う）
- 3 地域密着型通所介護と通所介護相当サービスの指定を受けている場合（サービス種別を地域密着型通所介護として扱う）
- 4 訪問介護と訪問介護相当サービスまたは生活援助型訪問サービスの指定を受けている場合（サービス種別を訪問介護として扱う）
- 5 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合（サービス種別を福祉用具貸与として扱う）
- 6 次の①から④までの分類において、分類ごとに掲げられたサービスを複数運営している場合
 - ① 訪問介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
 - ② 訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導（居宅療養管理指導の実績がある場合は訪問系事業所②として扱う）
 - ③ 居宅介護支援、自立生活援助、特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
 - ④ 同サービス（例：居宅介護支援事業所を2か所、訪問介護事業所を2か所等）
- 7 障害福祉サービスの通所系事業を複数運営し、それぞれの通所系事業を兼ねる直接処遇職員を配置している場合
- 8 共生型障害福祉サービス事業を実施している場合、介護保険サービスとして扱う

2 給付額（要綱第4条関係）

| 対象事業所等 | 給付額 |
|-------------|--|
| 入所系施設 | 1施設当たり 250,000円 |
| 通所系事業所 ① | 1事業所当たり 100,000円 |
| 通所系事業所 ② | 【定員19人以上の場合】 1事業所当たり 310,000円 【定員18人以下の場合】 1事業所当たり 180,000円 |
| 訪問系事業所 ① | 1事業所当たり 100,000円 |
| 訪問系事業所 ② | 1事業所当たり 110,000円 |
| 訪問入浴介護事業所 | 1事業所当たり 150,000円 |
| 生活支援ハウス | 利用者（※1）1人当たり 17,000円に加え、1施設当たり 250,000円 |
| 福祉有償運送 | 1事業所当たり 110,000円 |

※1 生活支援ハウスの利用者は登録定員数とする。

3 給付率（要綱第4条関係）

令和6年度事業実績がある初回月に応じて給付率を定める。

| 初回月 | 給付率 |
|---------|-------|
| 令和6年4月 | 12／12 |
| 令和6年5月 | 11／12 |
| 令和6年6月 | 10／12 |
| 令和6年7月 | 9／12 |
| 令和6年8月 | 8／12 |
| 令和6年9月 | 7／12 |
| 令和6年10月 | 6／12 |
| 令和6年11月 | 5／12 |
| 令和6年12月 | 4／12 |
| 令和7年1月 | 3／12 |
| 令和7年2月 | 2／12 |
| 令和7年3月 | 1／12 |

※別表1により、同一所在地において複数のサービスを行っていることにより1事業所とみなしたサービスについては、当該複数のサービスのうち、最も早い事業実績を適用する。

※第3条第3号ただし書きの適用を受ける事業所等については、変更前の令和6年度事業実績がある初回月の給付率を用いる。